



平成18年（行ウ）第703号

第4次日韓会談本会議議事録一部不開決定処分取消等請求事件

原 告 吉澤文寿外9名

被 告 国

2007（平成19）年9月19日

原告準備書面（3）

東京地方裁判所民事第38部合A2係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 東澤 靖

同 川口和子

同 二関辰郎

同 小町谷 育子

同 魚住昭三

同 古本晴英

同 張界満

第1 情報公開法が開示決定等に期限を設けた趣旨

1 情報公開法10条の趣旨

(1) 情報公開法1条は、「国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する国民の権利につき定めることにより、行政運営の公開制の向上を図り、もって政府の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようになるとともに、国民による行政の監視・参加の充実に資すること」を目的としている。これは、情報公開法の制定過程で行政改革委員会が公表した情報公開法要綱案の考え方みるとおり、次のような趣旨のもとに定められたものである。

「民主主義の健全な発展のためには、国政を信託した主権者である国民に対し、政府がその諸活動の状況を具体的に明らかにし、説明する責務（説明責任）を全うする制度を整備することが必要である。このような制度を整備することによって、国政の遂行状況に対する国民の的確な認識と評価が可能となり、国政に関する国民の責任ある意思形成が促進されることが期待できる。

我が国は、議院内閣制を採用し、内閣が行政権の行使について国会に対して責任を負うものであるが、行政機関が国民に対する関係で説明責任を全うする制度を整備することは、現行憲法の定める統治構造の下において、憲法の基礎である国民主権の理念にのっとった国政の運営を一層実質的なものとすることに資するものである。それとともに、このような制度を通じて、行政運営に関する情報が国民一般に公開されることは、国民一人一人がこれを吟味した上で、適正な意見を形成することを可能とするものであり、国民による行政の監視・参加の充実にも資することになる。行政を取り巻く数々の重要課題とその運営の現状にかんがみるとき、このような制度を整備することの意義はますます大きくなっています。このようにして、公正で国民の意思が反映された行政運営を推進することが、現在及び

将来にわたる国民の要望にこたえるところとなる」（甲12情報公開法制の確立に関する意見）。

ところで、上記の趣旨にのっとって整備・立法された情報公開制度において、いかに市民に行政文書の開示を請求する権利が認められたとしても、その開示手続の処理に時間がかかり、市民に適時に行政文書が開示されないならば、市民一人一人が行政文書を吟味した上で、適正な意見を形成することを可能とし、市民による行政の監視・参加の充実にも資するという情報公開法の目的は、没却されることになる。

したがって、行政機関は、開示請求に対して速やかに開示・不開示の決定をする義務があり、このため、情報公開法10条は、開示決定等に期限を設けている。

(2) さて、情報公開法10条1項と2項の関係は、1項が開示決定等の原則的処理期間を、2項がその例外を定めている。まず、1項は、開示決定等をなすべき原則的処理期間について、「開示請求があった日から30日以内にしなければならない」と規定する。そして、情報公開法は、同条2項で、「事務処理上の困難その他正当な理由があるとき」は、例外的に、さらに30日以内に限り延長することができることを認めている。

すなわち、情報公開法は、30日を開示請求の原則的処理期間とし、「正当な理由のあるときは」、さらに30日以内に限り延長することができるとしており、これゆえ、最も長く延長しても60日以内に、行政機関の長は、開示請求を処理する義務を負っているのである。

2 情報公開法11条の趣旨

ところで、本件で、外務大臣（処分庁）が利用した開示請求に係る決定期限の特例である情報公開法11条は、「開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等

をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる」と定めている。「前条にかかわらず」との規定の体裁からも明らかなどおり、情報公開法11条は、10条のさらなる例外として特に認められたものである。そして、この趣旨は、「一の行政部局が処理すべき開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、これを処理することにより当該部局の通常の行政事務の遂行が著しく停滞することは避ける必要がある」ためである(甲12)。

この特例が認められる要件を整理すると、

- ①「開示請求に係る行政文書が著しく大量である」ため、
- ②「開示請求があつた日から60日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合」であり、
- ③「行政機関の長は、開示請求に係る行政文書のうち相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし」
- ④「残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等」をすることである。

ここで、「事務の遂行に著しい支障が生ずる」とは、当該開示請求の処理を担当する部局が遂行すべき通常の事務に容認できない遅滞を来すことを意味する(甲13詳解情報公開法108頁)。

また、「相当の部分」とは、開示請求に係る行政文書の量とそれを決定期間に処理することが事務の遂行に対して及ぼす支障の程度にかかっているが、「相当の部分」とある以上、開示請求の少なくとも実質的な部分については決定期間に決定することが必要とされる(甲14松井茂記『情報公開法』147頁)。

また、著しく大量な行政文書の開示請求であっても、他の開示請求者との平等

を図る観点から、行政機関の長が通常 60 日以内に開示決定等ができる分量については、当該期間内に開示決定等を行うべきである（甲 13・108 頁）。

さらに、「相当の期間」とは、行政機関が処理するに当たって必要とされる合理的な期間をいう（甲 13・109 頁）。そして、この合理的期間が、どの程度の期間を指すかについては、一見明らかではないが、情報公開の研究者が述べている次の記述に留意すべきであろう。

「情報公開法は期間を明記せず、『相当の』という表現を用いている。それゆえどのくらいの期間が『相当の』期間かが問題となろう。具体的にどのくらいの期間が相当な期間かも、開示請求にかかる行政文書の残りの量とその行政機関がそれを処理するのにどの程度の時間がかかるかにかかっているので、一概にはいえない。しかし、期間を延長しても 60 日が限度であることから考えて、数か月もかかっているようでは『相当の期間内』とはいがたいであろう。」（甲 14・147 頁）

3 外務大臣（処分庁）の対応

(1) 外務大臣（処分庁）は、上記 4 要件を主張立証しなければならないが、これらの要件を 1 つでも欠いている場合には、そもそも特例の期限の通知処分自体が違法となることは当然である。また、外務大臣（処分庁）が、「相当の部分」の開示を行わず、「相当の期間」ではない長期間の期限を設定することは、情報公開法 11 条の趣旨に照らし許されない。

(2) 「相当の部分」とは、前述したとおり、実質的な部分でなければならず、また他の開示請求権者との平等の観点から、処分庁が通常 60 日以内に開示決定等ができる分量は最低でも確保されなければならない。しかし、原告らの本件請求文書の 2006 年（平成 18 年）4 月 25 日付け開示請求に対し、外務大臣（処分庁）が、情報公開法 10 条により延長した期限である同年 6 月 24 日までに、開示決定等を行った文書は一つとしてなかった。原告らの

度重なる督促後、外務大臣（処分庁）は、ようやく同年8月17日に、本件請求文書の58項目のうちのわずか1項目のさらに一部で、分量にすると65頁にすぎない文書について一部不開示決定処分をし、これを開示した（甲4の1ないし13）。仮に1つのファイルについて3日間の処理期間がかかるとの被告の主張が認められる場合であっても、60日以内に、最低でも20ファイルについては、開示決定等ができたはずである。本件処分により開示された部分は、あまりに少なく、ほとんどすべてが「残りの行政文書」にまわされており、およそ情報公開法11条の「相当の部分」が開示されているとはいえない状況にあった。

(3) また、外務大臣（処分庁）は、残りの部分の開示決定等の期限として、開示請求日から2年以上後の2008年（平成20年）5月26日を指定している。この2年という長期にわたる期間は、原則的処理期間である30日と例外の延長期間30日以内を合わせた60日と比較しても、また、前記の研究者の意見に照らしても、情報公開法11条の「相当の期間」ではない。

ここで、行政機関が情報公開法11条の適用を主張している場合に、行政機関の開示決定等を行わない不作為がいつの時点から違法となるかであるが、まず、行政機関が自ら設定した特例の期限を越えた場合には、そのことだけで行政機関の不作為は原則として違法となると解される。次に、行政機関が設定した特例の期限があまりに長期にわたる場合には、情報公開法11条の趣旨に沿う「相当の期間」すなわち「行政機関が処理するに当たって必要とされる合理的な期間」を経過したと認められる時点で、行政機関が開示決定等を行わない場合は、その不作為は違法となり、それは、同時に行政事件訴訟法3条5項の定める「相当の期間」を超えて違法となる。

以下、外務大臣（処分庁）の不作為の違法性を具体的に明らかにする。

第2 外務大臣の不作為の違法性

1 はじめに

本件請求文書については、外務大臣（処分庁）及び外務省内部において、すでに詳しい検討を行っており、開示・不開示の判断に2年以上もの期間を要する事情はなく、情報公開法11条の「相当の期間」に違反しており、外務大臣（処分庁）がいまだに本件請求文書について開示決定等をしないことは違法である。

本件請求文書については、12件にわたる情報公開請求に対する外務省の判断と外交記録の公開制度における検討によって、すでに外務省内部で審査、検討が十分に尽くされているのであり、原告の情報公開請求を受けて初めて本件請求文書を検討するかの如き被告の主張は、その前提とする事実自体に虚偽がある。

また、すでにコピーを取って検討がなされている以上、初めて検討がなされる事案と同様に、原本からコピーを行う必要など全くない。

さらに、本件開示請求から約1年5か月が経過しているが、外務大臣（処分庁）が原告らに対し開示決定等をした文書は、数冊のファイルにも満たないので、この処理のペースでは、外務大臣（処分庁）が自ら特例で設定した期限にも到底間に合わないことが明らかである。

2 情報公開請求における処分庁の判断は何度も繰り返されていること

(1) 本件請求文書については、処分庁にとって、はじめて開示請求されたというものではなく、すでに、すべて過去に開示請求を受け、処分庁が判断を行ったことがあるものである。中には、何度も開示請求を受け、同じ判断を繰り返したものも多い。

ところが、被告は、準備書面（1）及び同（2）においても、かかる事情について、何ら触れておらず、あたかも原告の開示請求がはじめてのケースで、

開示・不開示の判断をはじめてしなければならないかの如く主張している。

これを具体的に指摘すると、まず、被告が乙4号証で示した情報公開審査会の答申の事案において、日韓会談のうち、第1次、第2次、および第4次から第7次の交渉に関する関係文書の一切が、すでに審査の対象となっている（乙4・別紙I参照）。本件の開示請求と重ならない文書は、第3次会談の文書のみである。

次に、被告は、原告らが行った当事者照会の回答において、原告らが開示請求をする以前に、日韓会談文書について、乙4号証の事案を含め12件の開示請求を受け付けていることを明らかにしている（乙15・当事者照会に対する回答書）。この12件の開示請求の概要は、次のとおりであった（乙15・3頁以下）。

- ・ 日本と韓国との間で七次にわたって行われた日韓国交正常化交渉（日韓会談）の議事録など関係文書一切
- ・ 1952年1月9日、韓国から提出された「財産及び請求権処理に関する協定基本要項」及び説明、討論（1952年の日韓会談）に関する全ての文書及び日本の代案に関連した全ての文書
- ・ 日韓会談に関する外務省文書で、旧日本軍軍人軍属であった韓国人に対する軍人恩給等個人補償に関する記述を有する文書、及びこれに関連して在日韓国人の当該補償に関わる事項として、1965年の「日韓請求権協定」の第2条第2項（a）の挿入経緯を物語る記述を有する文書
- ・ 第1次日韓会談に関わる外務省文書で、韓国人（在日者も含む）の「国籍」（法的地位）の扱いに関する記述を有する文書
- ・ 第3次、第5次、第6次日韓会談関係資料（交渉準備資料、交渉内容、合意事項等に関する部分等
- ・ 平成17年度（行情）答申第204号（7月26日）審査会で一部開示

決定が行われた日韓会談関係の文書全て

このように、本件請求文書については、すべて過去に外務大臣（処分庁）に対し、繰り返し開示請求がなされているのである。

(2) そもそも、はじめて開示請求があった行政文書の開示・不開示の判断と、同一文書について2回目、さらに3回目と開示請求が繰り返される場合の開示・不開示の判断においては、行政機関の長の審査に必要な判断要素は自ずと異なるものになる。同一の行政文書に対する2回目以降の開示請求に対する開示・不開示の審査においては、かつて判断した内容を変更する必要があるか否かという観点から審査がなされ、実際には、特に変更する事情がないかぎり、従前の判断が踏襲される。具体的には、行政機関の長は、過去に全面不開示とした部分あるいは黒塗りにして一部不開示とした部分についてのみ、あらたな判断時点において、これらの部分が開示できるか否かを検討するのである。

このことは、本件文書すなわち本件の取消訴訟の対象である文書（第4次会談本会議・同再開会議の議事録の一部）の全面開示の過程を見れば裏付けられる。すなわち、外務大臣（処分庁）は、本件文書の一部不開示決定処分時には、従前の開示・不開示の判断に従った決定を行い（甲4の1～13）、大半を墨塗りし、不開示とした。ここに、何ら長時間をする再検討の過程はうかがえない。外務大臣が、再検討を行ったのであれば、当初の処分時に、全面公開がなされたはずである。しかし、外務大臣（処分庁）が本件文書を全面開示したのは（甲6、甲8の1から13）、原告らの異議申立を受けたためであり、外務大臣はここではじめて本件文書について詳細な再検討を行ったのである。

以上のとおり、外務大臣（処分庁）は、本件請求文書の開示決定等については、繰り返された従前の判断を踏襲するはずであり、いかに現在進行中の外交課題と関わりがある文書であったとしても、はじめて開示請求があった文書と同じように判断に時間がかかるということは現実問題としてありえない。

3 外交記録公開制度における外務省の検討

外務省は、1976（昭和51）年以来、情報公開制度とは別に、外交記録の公開制度を設け、これまで20回にわたって歴史的外交文書を公開してきた（甲16外務省ホームページ）。

ここでは、“30年を経過した文書は公開する”との原則を掲げ、順次、歴史的な外交記録を公開しており、その結果は、文書検索機能を備えた外務省のホームページで、何人に対しても広く公開されている。

日韓協定は1965年に締結されているので、本件請求文書は、いずれも作成当時から30年を経過しており、本来、この外交記録公開制度によって、情報公開法による開示請求を待たずに公開がなされてしかるべきである。ところが、外務省は、日韓会談に関する一部の新聞記事などを除き、本件請求文書の一切を公開していない。

しかし、外務省が、新聞記事等であれ、一部の関連文書を、この外交記録公開制度によって公開していることからすると、当然、外務省は、本件請求文書すべてについて、公開すべきか否かを文書ごとに検討しているはずである。

さらに、外務省が本年8月30日に通算20回目の外交記録の公開をし、ここでも本件請求文書の公開が検討されたことが明らかになっている。これに関する新聞の解説によると、今回の“目玉”は、まさに日韓国交正常化交渉に関する文書であったところ、本制度の運用を担当する大臣官房外交記録審査室は、公開に前向きであったが、北東アジア課からの“反発”によって、公開が見送られたとのことである（甲17から19新聞記事）。

つまり、外務省は、本件請求文書について、すでに十分な時間をかけて、広く公開すべきか否かを、関係各部署間で協議しながら検討を尽くしているのであり、その結論も出ているのである。

(3) したがって、外務省は、従来の同一文書に対する情報公開法に基づく開示請

求への対応においても、外交記録の公開制度との関連においても、すでにこの8月までに、本件請求文書の開示・不開示の検討を終えているのである。そこで、外務大臣（処分庁）は、本件開示請求を受け、対象文書を、あたかも初めて見た文書であるかのように、一つ一つ最初から検討する必要は全くない。

この点をあえて伏せ、一般的な決裁手続の説明をして時間がかかると主張する被告の主張は極めて不当である。

4 コピーに時間がかかることはないこと

(1) 被告は、「ファイル1冊の審査を行うためには」「少なくとも3日は要する」と結論づけている（準備書面（2）6頁）。さらに、「現実にはファイル1冊分のコピーを作成するのに2日以上要する」（同4頁）。決裁用書類の作成や審査等は「同時並行的に行い得るものではない」（同6頁）と主張していることからすると、判断までに時間がかかる要因の3分の2はコピーを行うためということにもなりかねない。そして、被告は、コピー作業にこのように時間がかかる理由として、処分庁内で開示・不開示の判断の決裁書に添付するために、ファイル183冊分の文書を全て原本からコピーしなければならず、「紙の劣化が激しい文書が存するほか、極薄のセロハン紙に印字して作成した文書も存する」ので、「編てつされた文書をファイルからすべて取り外した上で1枚1枚細心の注意を払いながら慎重に作業を行う必要がある」、「自動送紙機能を使用して作業することはできない」という主張をしている（同3頁）。

(2) しかし、先に見たように、そもそも、外務大臣（処分庁）においては、本件請求文書について、すでに何度も開示請求がなされており、また、歴史的外交記録の公開制度においても、本件請求文書の公開の是非が検討されている。被告は、前者の情報公開の場合は、決裁文書の作成のためにコピーを取ると主張しており、本件開示請求以前に本件請求文書と同一の文書をいったんコピーしていることは明らかである。一方、後者の外交記録公開制度においては、外務

省内の各関係部署間において、協議、検討がなされる以上、当然、コピーをとったうえで、そのコピーを見ながら検討をしていると考えられる。なお、本年4月27日付けの開示決定に際しては、写しの交付と同時に電子ファイルが交付されており、すでに全ての文書が電子化されている可能性も否定できない。

(3) 以上のとおり、本件請求文書は、本件開示請求より前に、すでにすべてコピーが完了していたはずであり、183冊のファイルに綴られた原本そのものを、本件開示請求の後にコピーする必要はない。すでに存在するコピーを利用して、決裁用書類を作成すれば良いはずである。

さらに付言すると、そもそも同一の行政文書について複数回の開示請求があり、今後も同様の開示請求がなされるであろうと予測される文書について、あらかじめコピーをとっておかなきわめて非効率であるし、原本からコピーをとる作業を繰り返すなら、その過程において、「紙の劣化が激しい文書」や「極薄のセロハン紙に印字して作成した文書」をますます劣化させることになる。

以上の事情からすると、コピーに時間がかかるとの被告の主張は、本件請求文書に即して検討した場合には、前提を欠く空論と言わざるをえない。

5 本件開示請求からすでに1年5か月が経過しているものの開示決定等が遅々として進まないこと

(1) 原告らが、本件請求文書を開示請求したのは、2006年（平成18年）4月25日であり、すでに1年5か月が経過しようとしている。

しかし、この間、外務大臣（処分庁）が、原告に対し開示決定等をしたのは、①2006年（平成18年）8月17日付け一部不開示決定（のちに原告の異議申立を受けて2007年（平成19年）3月28日に全面開示決定）及び、②2007年（平成19年）4月27日付け開示決定の2回のみである。ここで、開示された文書は、①が第4次会談本会議議事録の一部（第1回から

第9回まで) 及び同再開本会議議事録(第1回から第4回まで)であり(甲4の1~13、甲6、甲8の1~13)、②が韓国において発刊された雑誌や新聞等の日本に関する記事の翻訳などであり、数冊のファイルにも満たないわずかな量である。ことに、②は、その内容に見るとおり、原告らの求める情報公開請求の根幹部分である日韓会談の文書とはおよそ関連が薄いものであり、開示は実質的には何ら進んでいない状態にある。

外務大臣(処分庁)が、このペースで開示・不開示の判断をするならば、自ら設定した2008年(平成20年)5月26日の特例の期限にすら到底間に合わないことになる。

また、被告の年間勤務日数が約250日であり、1冊のファイルの審査に3日間かかるとの主張を仮に前提にした場合でも、原告らの開示請求から約1年5か月が経過する現時点において、勤務日数約350日を開示決定等の処理に該することが可能であったので、少なくとも116冊のファイルは開示決定等の処理がされている勘定となる。しかし、外務大臣(処分庁)は、上記のとおり、原告らに対し、現在までわずか数冊のファイルについて開示決定等をしたのみである。

(2) 被告は、準備書面(2)において、「審査はファイル約183冊のすべてに対して均質に行う必要がある」、「一度審査を終えたものについても最終的な決定通知を行う前に、他の文書における開示、不開示部分との齟齬がないかについて最終チェックをする必要がある」、「1ヶ月に何文書ずつ」という様に処理を終えたものから順次開示決定をすることは、本件文書の性質上困難な場合が多い」、「通知決定がなされていないこと」と「実体審査が進んでいないこと」は同義ではない」と述べ、外務大臣(処分庁)が、原告らに対し、今まで、本件請求文書の大半について開示決定等をしていないことを正当化するかのとき主張をしている。

この被告の主張は、本件請求文書について全般的に実体審査を進めているかのような含みを持っているが、本件請求文書の開示・不開示の判断が、複数回の情報公開請求及び外交記録公開制度の両者によってすでに終了していることは、前述したとおりであり、被告の主張が虚偽であることは明らかである。

(3) また、仮に、外務大臣(処分庁)の「実体審査」が進行しているのであれば、特例の期限である2008年(平成20年)5月26日までの約7か月間で、外務大臣(処分庁)は、原告らに対し、残りの文書についての開示決定等を行うはずである。しかし、原告らの被告に対する当事者照会の回答においては、被告は、「本照会事項については、本件訴訟における原告らの請求との関連性が明確ではなく、原告らの「主張又は立証を準備するために必要な事項」とは認められない」として、回答を拒んでいるのであって(甲15・4頁)、外務大臣(処分庁)において、真に本件請求文書の開示・不開示の判断が進行しているとは思われない。

6 以上のことから、外務大臣(処分庁)は、本件請求文書を適時に開示する意図は毛頭なく、本件請求文書について開示決定等をしないという不作為を継続することは明らかである。よって、すでに情報公開法11条の「相当の期間」は経過しており、外務大臣(処分庁)の不作為は、違法である。

第3 被告の主張に対する反論

1 はじめに

前項では、本件請求文書については、すでに十分な検討がなされており、審査に長期間を要するはずがないことを指摘したが、以下では、前項で反論をした部分被告の主張に対し反論を行う。

2 組織や人員、請求数を問題としていることについて

(1) 被告は、準備書面(1)の16頁以下において、本件請求文書の情報公開

業務に携わるアジア太平洋局及び北東アジア課の事務体制、人員、担当事務の現状等を説明し、さらに、準備書面（2）においては、「情報公開室においては、年間約1000件前後の情報開示請求に対し、3ないし4名の担当官で対応している現状（にあり）」、「当該業務のほか、平成16年度ないし同18年度の同課主管の情報開示請求が、それぞれ99件、32件、29件あり、前年度等からの延長案件を含めると、本件開示請求を受理した時点で、すでに約100件の処理案件を抱えている状況にあった」と主張している（同5頁）。

これらの主張によれば、本件開示請求時に、たまたま、本件開示請求に速やかな対応ができない事情があったということではなく、外務省においては、日常的に情報公開請求に速やかな対応ができない実態があり、そもそも体制に不備があることがわかる。

(2) ところで、被告は、情報公開法11条が「開示請求に係る行政文書が著しく大量」の場合に、相当の期間内に決定をすれば良いとしていることにつき、著しく大量か否かは、1件の開示請求の文書の量だけでなく、行政機関の事務体制、他の開示請求事案の処理に要する事務量、その他業務の繁忙、勤務日等の状況をも考慮した上で判断ができると主張している（準備書面（1）15頁）。

しかし、そのような解釈は、条文の明文からもはずれるものであるし、開示請求者の側にはうかがいしれない、反証の困難な行政機関内部の事情を取り上げることを許し、その恣意的運用を認めることになりかねない。情報公開法11条が“例外中の例外”として定められた趣旨からしても、その運用は厳格になされなければならず、著しく大量であるか否かは、開示請求文書の量で判断しなければならない。

仮に、行政機関内部の事情が、行政文書が著しく大量か否かの判断に際し、

何らか関わりを持つとしても、それは、十分に予想できる数や内容の情報公開請求に対応しうる人員や事務処理体制が行政機関に整えられていることを当然の前提としていると考えるべきである。

もしさうではなく、たとえば、情報公開請求がほとんどないことを前提とした事務体制をとっており、開示請求がなされると、即座に事務の遂行に現実に支障が生じ得るというのであれば、行政機関は常に情報公開法11条の特例を利用できることとなり、市民の知る権利をできる限り適時に実現するため定められた情報公開法10条の趣旨が完全に没却されてしまうこととなる。

したがって、情報公開法11条の「著しく大量」か否かも、当然に予想される数や内容の情報公開請求に対応できるだけの体制が整えられているにもかかわらず、それでも対応しきれない事情がある場合には、文書の量だけでなく当該事情を考慮して判断して良いとするものと理解すべきである。また、そのような体制が整えられていないがゆえに、事務に支障が生じたとしても、それは、本条項がいう「事務の遂行に著しい支障が生じる」にはあたらない。

この点、情報公開室においては、年間約1000件前後の情報開示請求があるというのであるから、それに対して3ないし4名の担当官で対応しているという体制自体、到底情報公開制度に対応する体制として十分ではない。したがって、法律上の義務違反の有無という規範的評価をする場面において、処分庁における現実の体制を前提として、本件請求に対応するために事務の遂行に著しい支障を生じると主張する被告の主張は極めて欺瞞的であり、失当である。

3 審査方法の不当性について

被告は、「決裁用書類の作成、北東アジア課、情報公開室、外務省内関係部署における審査や合議、他の関係省庁における合議等は、同時並行的に行い得る

ものではない」として、審査の方法について指摘しているが（準備書面（2）6頁）、不当な取扱いである。

たしかに、一つの対象文書を、複数の部署において、同時に審査することができないということは考えられる。しかし、決裁用文書の作成後、作成の都度、それぞれ各部署での審査を流れ作業的に行えば、本件請求にかかる文書を、順次、同時並行的に審査することが可能なことは、容易に理解ができる。

仮に、被告の主張が、一つの文書の審査が終わらないと、次の文書の審査ができないという意味であれば、何ら根拠のない不当な主張にほかならない。むしろ、同時併行的な事務処理を行えば、それほど審査に時間がかかるないことを被告が自認しているとも指摘できる。

外務大臣（処分庁）が、このような不合理な事務遂行を行っているが故に、時間を要し、本件では2年以上の検討時間が必要だと主張しているのであれば、それは情報公開法11条が定める趣旨を歪曲するものであり、そもそも「相当な期間」に当たらないことは明らかである。

以上